

滝沢市水洗便所設置費補助金交付要綱

○滝沢市水洗便所設置費補助金交付要綱

平成27年4月1日

上下水道部告示第3号

改正 平成28年3月22日上下水道部告示第3号

(目的)

第1条 この告示は、水洗便所の普及を促進することにより、都市環境及び公衆衛生の向上に資するため、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人支援法」という。）による支援給付を受けている者等が既設の便所を水洗便所に改造する場合に要する経費に対し、滝沢市補助金交付規則（昭和33年滝沢村規則第34号）及びこの告示により補助金を交付する必要な事務手続等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水洗便所 污水管が公共下水道に連結された水洗便所をいう。

(2) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。

(補助金の交付の対象及び額)

第3条 第1条に規定する経費は、公共下水道の処理区域内にある建築物の所有者又は居住者で次の各号に掲げる者が既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具、排水設備等の設置及びこれに併せて行うその他の排水設備の設置に要する経費とし、これに対する補助金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者 24万円の範囲内で上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者権限を行う市長」という。）が必要と認める額

(2) 前号に掲げる者に準じるものとして管理者権限を行う市長が特に認める者 16万円の範囲内で管理者権限を行う市長が必要と認める額

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、滝沢市水洗便所設置費補助金交付申請書（様式第1号）に管理者権限を行う市長が必要と認める書類を添えて管理者権限を行う市長に提出しなければならない。

2 申込者が建築物の所有者と異なる場合は、所有者の承諾書の写しを提出しなければならない

らない。

(補助金の交付の決定)

第5条 管理者権限を行う市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要な現地調査等を行い、速やかに補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 管理者権限を行う市長は、補助金の交付又は決定したときは、速やかに滝沢市水洗便所設置費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに滝沢市水洗便所設置費補助金請求書(様式第3号)を管理者権限を行う市長に提出しなければならない。

2 管理者権限を行う市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、滝沢市水洗便所設置費補助金の交付に関し必要な事項は、管理者権限を行う市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則(平成27年滝沢市規則第8号)第2条第4項の規定による廃止前の滝沢市水洗便所設置費補助金交付規則(昭和58年滝沢村規則第12号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この告示の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月22日上下水道部告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であって、この告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

滝沢市水洗便所設置費補助金交付要綱

- 3 この告示の施行の際、それぞれの告示に規定する様式による用紙で、現に残存するのは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。